

平成 25 年 3 月 26 日
小美玉市条例第 13 号

小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市及び周辺地域の農畜産物や地域特産品の紹介，普及並びに地域情報の発信を行い，都市及び農村の交流を促進するとともに，産業の振興及び地域の活性化を図るため，小美玉市地域再生拠点施設（以下「地域再生拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 地域再生拠点施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称	小美玉市地域再生拠点施設
位 置	小美玉市山野 1628 番地 44

(施設)

第 3 条 地域再生拠点施設は，次に掲げる施設，その他当該施設に付随する物をもって構成する。

- (1) 情報発信施設
- (2) 直売所・物販施設
- (3) 食材供給施設
- (4) 多目的施設 A 棟・B 棟
- (5) チャレンジショップ施設
- (6) 公衆便所
- (7) 広場
- (8) 駐車場

(業務)

第 4 条 地域再生拠点施設は，次に掲げる業務を行う。

- (1) 本市及び周辺地域の農畜産物や地域特産品の紹介並びに普及に関すること。
- (2) 地域再生拠点施設の使用に関すること。

- (3) 地域再生拠点施設の使用者に便益を提供するため、営業の用に供すること。
- (4) 産業及び観光の振興並びに情報提供に関すること。
- (5) その他地域再生拠点施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第5条 地域再生拠点施設に、必要な職員を置くことができる。

(開業時間及び休業日)

第6条 地域再生拠点施設の開業時間は、規則で定めるものとし、休業日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) 毎週月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは開業時間又は休業日を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 地域再生拠点施設を使用又は占用的使用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可に管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 地域再生拠点施設又は設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれのあるとき。
- (4) 地域再生拠点施設の管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項に規定する使用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) 第8条各号の規定に該当したとき。

(2) 第7条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

(3) 偽り、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料の種類は、基本使用料及び加算使用料とする。

3 基本使用料は、別表に定める使用料基準額に100分の50を乗じて得た額から当該使用料基準額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内の額で、規則で定める額とする。

4 加算使用料は、別表、地域再生拠点施設第3項から第6項に規定する施設の利用者が納付するものとし、当該使用者の毎月の総売上げ金額に100分の1から100分の5までの範囲内の割合で、規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定による使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特殊物件の搬入等)

第 14 条 使用者は、地域再生拠点施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第 15 条 使用者は、地域再生拠点施設の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 16 条 使用者は、地域再生拠点施設の使用に際して、故意又は過失により建物若しくは付属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当な理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第 17 条 市長は、地域再生拠点施設の管理運営上必要と認めるときは、その管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 事前の使用の手続き及びこれらに関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 11 条第 3 項関係）

区分		使用料基準額	
地域再生 拠点施設	1 多目的施設 A 棟	1 時間につき	400 円
	2 多目的施設 B 棟	1 時間につき	200 円
	3 食材供給施設棟	月額	326,000 円
	4 直売区画	月額	256,000 円
	5 物販区画	月額	75,000 円
	6 チャレンジショップ ^o 棟	一区画につき月額	17,000 円
その他施設	1 上記以外の施設 (1 平方メートル当たり)	1 時間につき	200 円

備考

- 1 1 時間を単位として使用料基準額が定められている施設の使用の時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。
- 2 その他の施設の使用で 1 平方メートルに満たない場合又は 1 平方メートル未満の端数が生じた場合は、これを 1 平方メートルとして計算する。
- 3 地域再生拠点施設第 3 項から第 6 項までの施設において使用する電気、燃料、水道等の費用は、使用者の負担とする。
- 4 地域再生拠点施設第 1 項及び第 2 項の施設において主たる使用目的に付随して物品等の販売を行う場合は、規定の使用料の 2 倍の額とする。